



<相談受付>

☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

「SNSでPRをすれば商品代金やサービス利用料が無料になる」などの勧誘にご注意を！

「SNSの投稿で商品やサービスをPRすれば、キャッシュバックを受けたり、サービスを無料で利用できる」などと勧誘して商品等の契約をさせ、実際には「キャッシュバックが振り込まれない」「無料になると聞いていたが、請求を受けた」など、**勧誘時の説明とは異なり、商品代金やサービス利用料等が消費者の負担となる事案が発生**しています。

イメージ図(一例)

① SNSのダイレクトメッセージで勧誘される



PRするだけで無料になるなら、試してみたい!

✉️ **ダイレクトメッセージ**
SNSで商品のPRをするだけで実質無料になります!

② キャッシュバック等の説明を受け、自分で商品等を契約してしまう



代金はキャッシュバックしてもらえ、契約しよう!

商品をPRしてもらえたら、キャッシュバックします!

③ 商品等を受け取り、SNSの投稿でPRする



④ ・キャッシュバックが振り込まれない
・事前に聞いていない費用が発生



商品のPRをしたのに、実質無料になる約束が守られていない・・・

枚方市立消費生活センターへのご相談については「電話予約制」です。

裏面に続きます

* 「暮らしの赤信号」は、暮らしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

事例

- モバイルWi-Fiとタブレット端末をPRすれば、実質無料で利用できるかと勧誘されたが、キャッシュバックが一度も振り込まれない。
- 商品のPRを依頼され、料金の負担はないと聞いていたが、商品は届かず利用料金がクレジットカードで決済された。
- PRすれば無料で受講できるオンライン講座で、別途商品の購入が条件になっていた。

センターからのアドバイス

- 「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などと言われても **安易に契約しない。**
支払った料金がキャッシュバックされない、あるいは費用の負担はないと言われていたにも関わらず、後から請求されたり、別の商品の購入を勧められることもあります。SNSのメッセージ等で勧誘されても、**安易に契約せず、慎重に判断してください。**
- 不安に思ったり、トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

●消費生活セミナー

「**知って防ぐ!インターネット取引でのお金のトラブル**」

日時：令和4年7月19日(火) 10:30~12:00

場所：枚方市立消費生活センター 研修室

講師：大阪府金融広報アドバイザー

対象：市内在住・在職・在学の方

参加費：無料

定員：20人(事前申し込み制、先着順)

手話/保育(1歳以上の未就学児)：

いずれも 7月8日(金)までに要予約

申込：7月1日(金)10:00から



●石けんキャンペーン

& 廃油回収(食用)予定

【6月】

日時：6月21日(火) 10:30~12:00

場所：北部支所玄関前

【7月】

日時：7月19日(火) 10:30~12:00

場所：蹠跽生涯学習市民センター

※家庭用食用油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。



【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、**電話予約制**とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、**まずはお電話(相談専用ダイヤル072-844-2431)**にて、ご連絡下さいますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。